

# 中世法皇考

—後醍醐親政開始の背景—

美川 圭

## はじめに

文保二年（一二三二）二月、後醍醐天皇が即位して、父の後宇多法皇の院政となった。そして、三年余りのちの元亨元年（一二三二）十二月、幕府の了承を得た後宇多の政務移譲によって、後醍醐の親政が開始される。倒幕後の公武統一政権である建武政権（後醍醐政権）の前に樹立した親政なので、これを第一次親政ともいう。

『増鏡』第十三「秋のみ山」には、大覚寺での真言密教の修行に専念するために、後醍醐天皇への政務移譲を行ったと記される。これに対し、後醍醐が父後宇多に圧力をかけて院政停止を画策したとする村井章介氏や森茂暁氏の有力説がある。最近坂口太郎氏は、密教布教のため、幕府に諮って政務移譲したのには、政務からの解放を切望する後宇多法皇の強い意志があったことを立証した。首肯すべき見解である。<sup>1)</sup>

かつての研究では後醍醐が親政を行ったことが重視されてきた。しかし、鎌倉後期以降の朝廷では院政と親政の同質性が主張され、後醍醐の親政であることは相対化されるようになった。ここでは後醍醐が親政であること以前に、まず後宇多が法皇であり、「治天の君」から解放されようとした意味が問われねばならない。

これ以前にも正応三年（一二九〇）の後深草法皇から伏見天皇へ、

正和二年（一二三三）の伏見法皇から後伏見上皇へと、二度にわたる政務移譲が存在した。しかも後伏見院政下の花園天皇は弟であり、天皇の父や祖父などの直系尊属が国政に関わるといふ院政の原則から逸脱しているのである。なぜこの時期にこのような異例がおこるのか。

上皇の出家については、『皇室制度史料 太上天皇 三』<sup>2)</sup>の「第六章 太上天皇の御出家」が史料を集成している。本稿は屋上に屋を架すものであるが、法皇と院政の関係について少し考えたことがあるので、それを記して諸氏のご批判を受けられればと思う。

## 一 古代の天皇出家

初めて出家した天皇は、聖武天皇である。さらにセンセーショナルな問題を惹起したのが孝謙天皇、重祚して称徳天皇となった天皇である。この二人について、古代史において複雑な議論があるようだが、上皇と出家の関係を論ずる本論の前提となる点もあるので、基礎となつている岸俊男氏の学説を確認しておく。<sup>3)</sup>

天平二十一年（七四九）正月、聖武天皇は行基を導師として菩薩戒を受けた。同年四月に天平感宝と改元された閏五月に「太上天皇沙弥勝満」と勅を發した。しかし、その直後には「天皇」が薬師寺の宮に遷つたとされ、七月皇太子阿倍内親王（孝謙天皇）が聖武の讓位を受

けて大極殿で即位したという。出家と讓位の関係は最初から密接かつ微妙な問題をはらんでいた。

孝謙天皇のもとでは光明皇太后と執政の藤原仲麻呂(惠美押勝)が実権を掌握した。天平勝宝九歳(七七七)道祖王が廢太子となり、仲麻呂の田村邸に居住していた大炊王の立太子が四月強行された。翌天平宝字二年(七五八)八月、孝謙天皇はこの大炊王に讓位した。淳仁天皇である。

仲麻呂は天平宝字五年(七六一)孝謙上皇と淳仁天皇をともなうて未完成の近江国保良宮に遷御した。そこで上皇と天皇の不和が表面化し、翌天平宝字六年五月に二人とも平城宮にひきあげた。淳仁天皇は宮内の中宮院に遷ったが、孝謙上皇はそのまま出家し、法基尼を号して法華寺に入った。

孝謙は天平宝字六年六月、異常ともいえる詔を發して、淳仁天皇を激しく非難した。そのなかで、出家しながら、国家の大事と賞罰をみずから行い、国政の最高権限を掌握することを宣言した。光明皇太后が天平宝字四年(七六〇)六月に亡くなったため、孝謙と淳仁・仲麻呂との均衡が破れ、道鏡が孝謙に近づいたのである。

両者の対立は惠美押勝の乱という軍事衝突に發展し、天平宝字八年九月仲麻呂は近江湖北で妻子、一族従党ともに凄惨な最期をとげた。淳仁天皇も廢位、親王におとされたのち、淡路に配流され、天平神護元年(七六五)奇怪な死をとげる。

淳仁廢位と同時に、孝謙は重祚して再び天皇となる。称徳天皇である。称徳は父聖武と異なり、「仏教の經典には。国王や王の位にあるときは、菩薩の淨戒を受けよと説かれている。これによって思えば、出家しても政を行うにはいっこうに障りがない」と詔して、出家した尼である立場を正当化した。

ほんらいは出家した天皇はありえなかった。孝謙が一度上皇となって出家したが、惠美押勝の乱、淳仁廢位という事態によって再び即位しなければならなくなったことによる異例であった。さらに、その後の道鏡の法王就任、即位への野望、宇佐八幡神託事件といった矛盾に満ちた大事を引き起こし、それらは神護景雲四年(七七〇)八月の称徳の死と道鏡の配流で決着した。

皇統は大きく、光仁、桓武に移っていく。以後は称徳による出家した天皇の事例が先例となることはなかった。平安時代以降の歴史において、上皇の出家を重視する論争が行われることもなく、さらに院政の行った上皇の出家、つまり法皇についてもほとんど議論されることはなかったのである。

## 二 平安前期の上皇と法皇

平城天皇は大同四年(八〇九)四月病のために弟の嵯峨に讓位するが、「葉子の變」に敗れ大同五年(八一〇)九月出家する<sup>4)</sup>。上皇が国政から排除されるために出家を強要、実行された例である。

仁明天皇は嘉祥三年(八五〇)三月病により出家し、同月内裏清涼殿で亡くなる<sup>5)</sup>。清和天皇は貞観十八年(八七六)十一月皇太子の貞明親王(陽成)に讓位し上皇となる。そして、元慶三年(八七九)五月に出家する。三十歳の若さである。清和上皇が清和院から粟田院に遷御したのは、出家する四日前のことである。これは「右大臣藤原朝臣(基経)之山莊」という洛東の勝地で、出家を目的とするものであった。やがて、大和・摂津両国諸寺を巡幸し、元慶四年三月水尾山寺に入った。上皇はこの水尾を「終焉之地」と定め、御室を造営することとし、同年八月左大臣源融の山莊であった嵯峨の棲霞観(のちの清涼

寺)に入った。

水尾入りを決意した後の上皇はほとんど断食修行に徹したため、急速に体力を失い、十月棲霞観から円覚寺(旧粟田院)に移り、まもなく十二月に亡くなった。死の直前ではないが、死を意識した仏道修行への「熱情」を感じさせる上皇の出家である。

陽成天皇は元慶八年(八八四)二月、前代未聞の不祥事によって、わずか十七歳で退位をよぎなくされた。その上皇としては天慶三年(九九九)に至る長きにおよんだが、九月の出家は病によるもので、同月に冷泉院で亡くなった。八十二歳である。

宇多天皇が皇太子敦仁親王(醍醐天皇)に譲位して上皇となったのは、寛平九年(八九七)七月、三十一歳のときである。その二年後の昌泰二年(八九九)十月、仁和寺において出家した。上皇はこれ以前からしばしば太上天皇の尊号を辞退していたが、「前年譲位者為三社稷一也、今日出家者為三菩提一也」と強い意志を表明し、受戒を契機にした尊号停止が実現した。その異例さは賜姓源氏であったにもかかわらず、父光孝の強い意志によって即位に至った、宇多の政治的位置と関わりがあった。

貞観十八年(八七六)十二月、右大臣基経は九歳で即位した陽成天皇の摂政上表に「太上天皇在<sub>レ</sub>世、不<sub>レ</sub>聞<sub>二</sub>臣下摂政<sub>一</sub>」<sup>8)</sup>と述べている。平安前期の上皇には幼帝を輔佐する役割を求められていたというが、そもそも幼帝即位は、清和の九歳が初例である。清和即位時には上皇は存在せず、外祖父で太政大臣の良房が幼帝を輔佐することになった。これが臣下の摂政の初例となったのである。陽成は父の譲位によって即位しているから、上皇が存在している。それゆえに、上皇が幼帝を輔佐すればよいのであって、外伯父の立場にあるとはいえず、臣下の基経が摂政になる例はない。しかし、それでも基経は摂政となっ

た。上皇の存在如何に関わらず、幼帝の外戚が摂政となる例となる。上皇はさらに政治的立場を下げ、天皇の父という儒教的な秩序関係においてのみ上位に位置づけられるようになっていた。その関係は礼的なものであるから、天皇が成人となれば、上皇の政治権力は後退せざるをえないのである。

駒井匠氏は宇多の出家と尊号停止の関係のなかに、前例なき強い政治的意図を見ている。奈良時代には同等の権限を保有していた天皇と上皇であったが、嵯峨天皇と平城上皇との対立(葉子の変)をへて、天皇の地位の優位性、つまり天皇の下位に上皇が位置づけられていた。「太上天皇」という尊号を脱し、上皇と天皇ではなく、出家、受戒した「法皇」と天皇という新しい政治的関係を構築しようというのである。

宇多は在位中の寛平三年(八九二)関白基経が死んで以降、とくに寛平の治と呼ばれる国政を開始した。前代の淳和・清和・陽成らに上皇としての国政関与の動向はうかがえなかったのに対し、寛平九年(八九七)に十三歳で元服した子の醍醐に譲位して以降、幼帝ではないので摂政設置の必要もなく、上皇として国政に関与した。今は亡き基経のかつての摂政上表の文言を実行に移したことになる。さらに二年後の昌泰二年(八九九)、出家し尊号を脱して、成人天皇の醍醐の上位に自らを「法皇」として位置づけることとなった。

この時期の上皇、法皇となった宇多の腹心たちは院事につとめるよりも、朝廷において宇多の代理人の役割を演じた。こうした宇多の国政関与が、藤原時平らとの険悪な対立を生じさせ、昌泰四年(九〇一)正月の道真左遷に至った。宇多の腹心たちも多くが失脚に追い込まれた。宇多法皇の国政関与は完全な失敗となり、しばらくは仏道修行に専念することになった。国政不関与という嵯峨以降の平安期の原

則にもどるのである。

宇多においては、現世的快樂を断絶して密教の修行三昧に入ること、頭陀法要に名を借りて豪華な遊幸宴飲にふけることが、矛盾なくあったと目崎徳衛氏は指摘している。そのうえで、即位当初から対立した藤原基経が死去した寛平三年（八八七）ごろから讓位直後ごろまでは後者が、昌泰二年の出家受戒から延喜初年（九〇一）にかけては前者が、延喜十年（九一〇）以降はまた後者が、という風に両者の主調がしばしばやや気まぐれに交代したという<sup>10</sup>。

宇多法皇は最初の計画が挫折すると、柔軟に新たな方針を見出した。それは時平の弟忠平との連携である。あれほど対立していた時平とも、しだいに融和的になったとみられる。時平の三十九歳での死は延喜九年（九〇九）であるが、その後まだ三十歳の若き忠平との連携を強化する。忠平は延長二年（九二四）左大臣に転ずる。翌延長三年醍醐天皇の中宮穩子が生んだ第十一皇子寛明が三歳で皇太子となる。穩子は忠平の妹であった。

延長八年（九三〇）九月、病の醍醐天皇は寛明親王（朱雀天皇）に讓位し、外伯父の外戚忠平が摂政となった。摂政は元慶四年（八八〇）の陽成天皇のもとでの基経以来五十年ぶりのことであった。天皇のミウチ、すなわち父院、国母、外戚が国政を掌る摂関政治が、朱雀天皇の祖父宇多法皇、国母藤原穩子（朱雀・村上之母）、摂政にして外伯父忠平とのあいだで確立したのである。醍醐上皇は九月出家してそのまま亡くなると、翌年承平元年（九三二）七月父の宇多法皇が六十五歳で亡くなる。宇多は国政から距離を置きつつ、あるいは摂政関白と提携して、仏道修行と遊樂に執心する上皇、法皇のスタイルを確立したといえよう。

その間に、仁和寺を「御室」として常時の御在所化し、真言宗の基

幹寺院として確立させたといわれている。駒井氏はさらに道真失脚の昌泰四年（九〇二）以降も、宇多法皇の灌頂と真言宗興隆を通じて、天皇と真言宗の強化を強め、光孝、宇多、醍醐という歴史の浅い皇統の王権を強化せんと邁進していたと主張する。天台宗が延暦寺を中心としていたことと対照的に、真言宗は平安京周辺に点在する寺院を有し、その僧侶は南都の頭教法会にも参加するように、兼学のかたちで広がりをもっていた。宇多は真言僧を付法による師弟関係の構築によって自らの法脈の下に置き、宗の基盤を大きくしたのである。それはけっして国政から離れたものとはいえないのである<sup>11</sup>。後世の上皇、法皇のあり方にとって、宇多法皇の影響は非常に大きかった。

### 三 摂関・院政時代の法皇

朱雀天皇は病弱で昌子内親王はいたが、ついに皇子の出生をみなかった。そのため、天慶七年（九四四）同母弟成明親王を皇太弟とし、同九年（九四六）讓位した。朱雀上皇は村上天皇の父院ではなかったため、国政に関与することはできず、天曆六年（九五二）三月出家し、八月病没した。村上天皇は外伯父関白忠平が亡くなる天曆三年（九四九）まではその支援をうけ、その後は従兄弟の左大臣実頼、右大臣師輔の補弼によりながら、親政をおこなった。師輔の女安子所生の憲平（冷泉天皇）を天曆四年（九五〇）立太子させるが、讓位することはなく康保四年（九六七）在位中に亡くなった。

冷泉天皇が即位したときには、外祖父師輔や母安子はすでに亡く、師輔の子伊尹、兼通、兼家、為光たちが外戚である。次代をにらんで、左大臣源高明女を室とする同母弟為平を避けて、その弟守平（円融天皇）が同年に立太子された。安和二年（九六九）三月、高明が失

脚し、八月に讓位となつて、伊尹の女懷子が生んだ師貞（花山天皇）が立太子された。在位中から「狂氣」ありとされた冷泉は、その後まったく国政に関わらずに四十余年を冷泉院で過ごし、晩年に出家することもなく寛弘八年（一〇二二）に亡くなる。

円融天皇は在位中、仁和寺の境内東北方に御願寺円融寺の造営を行った。天元六年（九八三）御齋会に准ずる盛大な完成供養が行われたが、それを含めて天皇としての行幸はついに行えなかつたのである。翌永観二年（八八四）八月師貞（花山天皇）への讓位が挙行される。そして讓位二ヶ月後の十月、村上山陵の帰途、おそらく初めての円融寺御幸が実現した。翌永観三年（九八五）正月、二月と上皇は円融寺に赴いた。

三月には摂関家の別邸白河院をはじめ、東山の花見に行き、さらに足を西山にも伸ばした。早朝から大井川や寺院を遊覧し、宇多天皇の曾孫にあたる寛朝の広沢山荘にて朝食。仁和寺と円融寺での酒宴と和歌会におよぶ。平安京遷都から二百年にして、天皇の行動には束縛が生まれていた。それが讓位によつて、自由へと大きく解き離れた。そして寛和元年（九八五）八月、出家して円融法皇となるのである。『日本紀略』には「依レ病落髮」とあるが、『小右記』に「依レ御宿願令ニ出家ニ給」というのが事実であり、病氣による出家が穏便ということになつたらしい。円融にとつて、法皇となることは、まさに宿念だったのである。

寛和二年（九八六）十月には石山寺と大井川、永延元年（九八七）十月には愛宕水尾寺、南都諸寺、永延二年（九八八）十月には延暦寺、永祚元年（九八九）十一年には石清水八幡宮寺と連年の上皇御幸。これらには、円融の個人的な好みによるのももちろんだが、さらに仏道と遊覧を表裏として有する宮廷文化主導者たらんとする意識が

あらわれている<sup>⑬</sup>。このような立場は、摂関期から院政期の上皇、法皇の基底に継承される側面である。

それは院庁のありかたとも関わっている。嵯峨上皇以来別当や藏人の存在が確認されるが、宇多上皇のときに院庁の名称が記録に見え、侍者・判官代・主典代・御厩別当・殿上人などが確かめられた。そして、朱雀上皇のときに、仕所別当・御書所別当・御隨身が定められ、円融上皇のときに別納所・掃部所・御厨子所・武者所・進物所などの存在が判明する<sup>⑭</sup>。多くの「所」の確認に見られるような、上皇の家政機関院庁の確立によつて、上皇の仏道信仰や遊興を経済的に支え、上皇の自由な活動を可能とした。

円融法皇に遅れることわずか十ヶ月の寛和二年（九八六）六月、十九歳の花山天皇が突然出家した。寵愛していた大納言藤原為光の女の死亡により、天皇は悲嘆に暮れていた。右大臣兼家の子道兼は藏人として天皇に近仕していたが、天皇に出家を勧めて内裏から誘い出し、元慶寺で剃髪させてしまったのである。道兼の兄弟である道隆と道綱は、清涼殿の神璽と宝剣を密かに皇太子懷仁（一条天皇）のもとに移してしまった。こうして花山天皇は讓位、出家を同時に行つて法皇になつた。

花山の父院である冷泉上皇にはほとんど発言権はなく、外祖父伊尹（兼家兄）も母懷子もすでにこの世になかつた。関白は頼忠であつたが外戚ではなく、故伊尹の子義懷が外戚ではあつたが、いまだ権中納言といふことで弱体。といふことで、兼家はクーデタのごとく、外孫一条天皇の即位を強行したのである。こうして、国母は詮子、外祖父が摂政兼家、父院が円融法皇となり、七歳の幼帝一条をかためるミウチ体制が確立する。それは円融法皇が正暦二年（九九二）三十三歳で亡くなるまで続いた。

父院ではない花山法皇は、国政に関与することはない。しかし、播磨の書写山に御幸して性空に結縁、比叡山で廻心戒を受け、さらに遠い熊野に入山するなど、仏道修行に励んだ。京都にもどってからは、東院（花山院）の「九の御方」（伊尹女）のもとに住み、乳母の女中務母子を寵愛するなど、色好みでも有名である。「風流者」と『大鏡』にあるように、和歌をはじめ絵画・建築・工芸・造園などに才を示した<sup>15</sup>。寛弘五年（一〇〇八）四十一歳で亡くなるまで、自由欲しいままに生きたといえよう。花山法皇の後半生もまた院政期の上皇のありかたにつながるのである。

一条天皇は寛弘八年（二〇一一）六月、病により従兄居貞（三条天皇）に譲位し、そのまま出家せず亡くなった。三条天皇は、長和五年（一〇一六）正月、道長の外孫敦成（後一条天皇）に譲位した。道長と東宮問題と眼病であらそつていた三条は、けつきよく皇子敦明の立太子を勝ち取ったが、翌寛仁元年（二〇二七）四月病によって出家し、五月に亡くなった。四十二歳。後一条天皇は長元九年（二〇三六）四月在位のまま二十九歳の若さで亡くなった。遺詔により喪を秘して敦良（後朱雀天皇）への譲位の儀を行った。後朱雀天皇は寛徳二年（一〇四五）正月、第一皇子親仁（後冷泉天皇）に病により譲位し、出家してそのまま亡くなった。三十七歳。後冷泉天皇は治暦四年（二〇六八）四月、在位のまま四十四歳で亡くなった。

このように道長、頼通執政期の天皇は、一条、三条、後一条、後朱雀、後冷泉といえるが、出家して法皇として活躍できた人物は皆無であった。さらに後三条天皇は、仁和三年（八八七）の宇多天皇即位以来、約一八〇年を経て、藤原氏を外戚としない天皇として即位した。そして延久四年（一〇七二）十二月皇太子貞仁（白河天皇）に譲位した。その最大の目的は女御源基子が生んだ皇子実仁を皇太弟に立てる

ためであった。しかし、翌五年四月、病により出家し、そのまま翌五月四十歳で亡くなる<sup>16</sup>。後三条上皇も法皇として活躍することはできなかったのである。

白河天皇は承保二年（二〇七五）洛東の白河地区に御願寺法勝寺建設を始め、承暦元年（二〇七七）十二月臨席のもと金堂・講堂・阿弥陀堂供養を行った。そして、翌承暦二年には法勝寺大乗会を開始する。先帝後三条の御願寺円宗寺で始められた法華会・最勝会であったが、父の死後長く開催が頓挫していた最勝会を承保二年（二〇八二）に再開していた。在位中に白河は北京三会として天台僧昇進ルートに「国家的法会」として整備しつつあった<sup>17</sup>。皇太弟実仁が夭折した翌年の応徳三年（二〇八六）七月、白河は遊興のための鳥羽殿（離宮）を洛南に建設しはじめた。

十一月、白河は皇子善仁を東宮とし即日譲位した。応徳四年（一〇八七）二月完成した鳥羽殿に白河上皇は御幸した。以後しばしば鳥羽殿を遊興の地として活用する。また在位中の承保三年（二〇七六）三月石清水八幡宮に行幸しそれを毎年の恒例とし、四月には賀茂社行幸も行っていった。譲位後は寛治元年（一〇八八）五月宇治平等院、寛治二年二月高野山、寛治三年十二月彦根寺、寛治四年正月熊野、寛治五年二月再度の高野山、寛治六年七月吉野金峯山、寛治七年三月春日社と遠方の寺社へ御幸を行った。これらの上皇としての遊興と仏道の自由な行動は、宇多上皇・法皇、円融上皇・法皇を継承するものであった<sup>18</sup>。

嘉保三年（一〇九六）三月におこった田楽は、五月から七月にかけて、京都での熱狂的大流行となった。年末の十二月に年号が永長に改まったため、これを永長の大田楽と呼んでいる。白河上皇は田楽に熱中し、七月の殿上人田楽でも使者を派遣してまでこれを支持した。内

裏の堀河天皇御前で田楽が終わると、舞台は院御所六条院に移動した。「太上皇最愛之女」郁芳門院は大田楽を好み、牛車で街頭にまで出て見学していたという<sup>19</sup>。

ところが、郁芳門院にわか発熱し、そのまま八月六条院にて二十歳の短い命を終えた。応徳元年（二〇八四）九月、この女院の母賢子も二十八歳で亡くなっていた。『古事談』には、危篤となった賢子から白河が離れようとせず、死のときも遺体を抱いて離さなかったという。ケガレの問題があり、天皇が死に立ち会う例はないと源俊明が諫めると「例ハ此ヨリコソ始メラメ」と述べたという。『扶桑略記』にも、天皇が泣き暮らして、数日食事をしなかったことや、「主上悶絶、天下騒動」であったとある。今回は愛娘の死を嘆いて四十四歳にして出家した。それは花山天皇に近い性格の出家であった。白河法皇は、嘉承二年（一一〇七）七月、堀河天皇が死去すると孫の幼帝宗仁（鳥羽天皇）即位によって、国政を全面的に掌握して、先例にこだわらない専制君主となった。『今鏡』に「御ずかいなどはきこへたまはで、佛のみちの御などもおはしまさざりけるにや」とその受戒が疑われたのも、それと関係があるかもしれない。

大治四年（一一二九）七月、白河法皇の死により、専制君主としての院政を継承した鳥羽上皇は保延七年（一一四一）三月、院御所鳥羽殿において三十九歳で出家した。『兵範記』によると、嘉応元年（一一六九）六月十七日条に、四十三歳での後白河上皇の出家について「追<sup>レ</sup>鳥羽院例<sup>一</sup>、此四五年雖<sup>レ</sup>有<sup>二</sup>御願<sup>一</sup>、于<sup>レ</sup>今遅引、宿善期至、令<sup>レ</sup>遂<sup>二</sup>素懐<sup>一</sup>給也」と記されている。いずれも仏道修行を目的としたものであったが、鳥羽上皇は保延五年五月に生まれた皇子体仁を八月には皇太弟としており、出家後の永治元年（一一四一）十二月、鳥羽法皇念願の崇徳天皇から体仁（近衛天皇）への譲位を成功させる。後白

河上皇も、仁安元年（一一六六）十月わずか二歳の幼帝六条天皇のもと、六歳の憲仁を立太子させ、同三年二月六条天皇から憲仁（高倉天皇）という異例の譲位に成功している。仏道による宿願とは、思いのままの皇位継承であり、それが専制君主として院政をおこなう法皇の姿であった。一方崇徳上皇は、院政を行うことができなかつたばかりか、保元元年（一一五六）七月乱に敗れて出家し、その後讃岐に配流されたのである。

#### 四 鎌倉後期の法皇

専制的な院政を行った後鳥羽上皇は、承久三年（一二三二）六月敗れると七月身柄を鳥羽殿に移されて出家させられ、隠岐に配流となる。崇徳上皇と同じく出家が上皇に対する刑罰の一環といえる。後鳥羽法皇は延応元年（一二三九）二月配流地で亡くなった。六十歳。他の上皇は出家とはならず、配流地に送られたが、土御門は寛喜年（一二三一）十月阿波で病により出家し、そのまま亡くなった。三十七歳。順徳上皇は出家することなく、仁治三年（一二四二）九月佐渡にて亡くなった。在島二十一年の四十六歳。

承久の乱にもどると、三上皇配流、廢帝という前代未聞の事態で、先例のない法皇がうまれる。皇統が、後鳥羽の同母兄行助入道親王に継承されることになった。京都を占領した幕府の意志による。翌日行助の子茂仁（後堀河天皇）が踐祚し、八月父の行助に太上天皇の尊号が奉られたのである。『愚管抄』にも「承久三年八月十六日、天皇御尊号アリ、日本国ニ此例イマタナキニヤ、漢高祖ノ父太公ノ例ヲ、是ニハ似タルヘキナト世ニ沙汰シケル」とあるように、在位なき後高倉法皇の治世は異例であった。

鎌倉後期の院政・親政一覽 (坂口太郎 2022)

政務	皇統	種別	始年月日	終年月日	在位の天皇 (統柄)
龜山	大覚寺統	親政	文永9年(1272)6月25日以前(後嵯峨没)	文永11年(1274)正月26日(讓位)	
後深草	持明院統	院政	文永11年(1274)正月26日(讓位)	弘安10年(1287)10月21日(後宇多、伏見に讓位)	後宇多(子)
伏見	親政	院政	弘安10年(1287)10月21日(伏見踐祚)	正応3年(1290)7月26日(政務移讓)	伏見(子)
後宇多	大覚寺統	院政	正応3年(1290)7月26日(後深草より政務移讓)	永仁6年(1298)7月22日(讓位)	
伏見	持明院統	院政	正安3年(1301)正月21日(後二条踐祚)	正安3年(1301)正月21日(後伏見、後二条に讓位)	後伏見(子)
後伏見	大覚寺統	院政	正安3年(1301)正月21日(後二条踐祚)	徳治3年(1308)8月25日(後二条没)	後二条(子)
後宇多	持明院統	院政	徳治3年(1308)8月26日(花園踐祚)	正和2年(1313)10月14日(政務移讓)	花園(子)
後醍醐	大覚寺統	院政	正和2年(1313)10月14日(伏見より政務移讓)	文保2年(1318)2月26日(花園、後醍醐に讓位)	花園(猶子=弟)
後伏見	持明院統	院政	元亨元年(1321)12月9日(後宇多より政務移讓)	元亨元年(1321)12月9日(政務移讓)	後醍醐(子)
			元弘元年(1331)9月20日(光厳踐祚)	元弘元年(1331)9月20日(光厳踐祚)	
			元弘元年(1331)9月20日(光厳踐祚)	元弘3年(1333)5月25日(光厳讓位)	光厳(子)

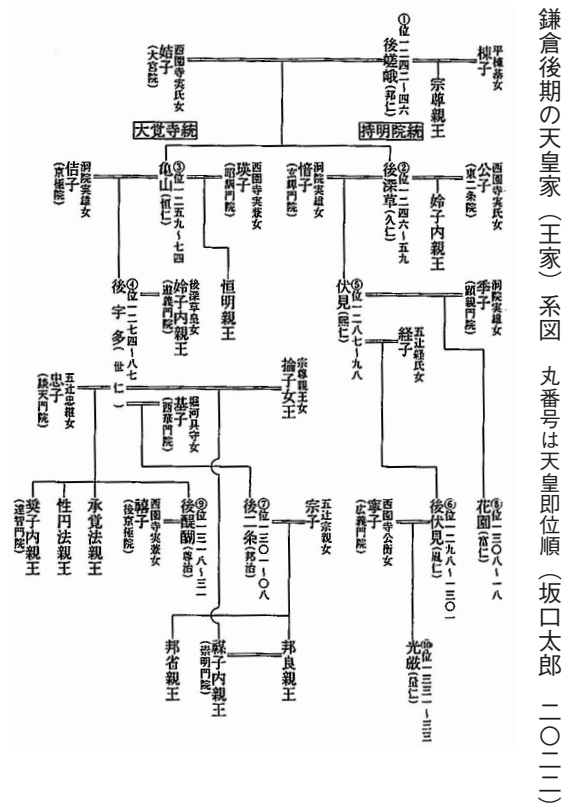
摂関時代以来の陣定、内裏御前・殿上定、院御所議定、摂関のもとでの殿下定などの公卿議定は、定期的に開催されるわけではなかった。その時々、政治状況によって、その有り様は大きく変化してきたのである。とくに専制的な院政では、白河法皇による院御所議定が嘉承二年(一一〇七)以降目立つが、場合によっては議定が摂関にゆだねられた。<sup>20)</sup>

寛元四年(一二四六)に開始された後嵯峨上皇による院政では、幕府による徳政要請にもとづき、複数の院伝奏交代による日常的な院への奏事、当初は五人の評定衆による月六回の院評定期開催が重視された。裁決された案件は院宣で下された。正元元年(一二五九)四月の院評定には、関白を除くと八名の評定衆の出席が確認される。さらに文永五年(一二六八)五月には三名の増員によって評定衆は十一人となった。評定期開催回数も月六回から十回に増やされた。<sup>21)</sup>

院評定では上皇の臨席を原則とするが、上皇の負担も大きかった。上皇が国政にどの程度関与するかというこ

とが問題となるが、後嵯峨上皇以降の院政では上皇は国政を日常的に運営することを義務づけられたのも同然である。それが制度的な院政である。文永五年十月、四十九歳の後嵯峨上皇は出家して法皇となった。「依三御重厄一令、遂三素懷一御、以三保延・嘉応二代例一被三准三行之」とあり、鳥羽法皇と後白河法皇の先例に拠ったという。十一月に「今日御出家以後評定始也」とあり、蒙古の国書について文永八年(一二七二)九月三日、五日、七日、十月二十三日、二十四日など法皇のもとでの院評定が行われている。<sup>22)</sup>

文永九年(一二七四)二月、後嵯峨法皇が亡くなると、兄の後深草上皇をさしおいて、弟の龜山天皇が親政を行うことになった。法皇は幕府に次の「治天の君」決定をゆだねていたが、執権北条時宗もこの重大事専断を避け、最終的には法皇没後、本妻の大宮院が遺志を伝えることになった。





院評定はそのまま内裏鬼間での議定に引き継がれ、評定衆も議定衆となった。議定は院伝奏ではなく、藏人頭によって運営され、議定で裁決された案件は論旨で下されたのである。こうして院政と親政は同質化し、院（上皇）であれ天皇であれ、院評定あるいは議定を行う人物が「治天の君」となる。裏から国政機関を動かす場合も多かった専制君主ではなく、「治天の君」は院評定や議定などを国政機関として、直接運営したのである。<sup>(26)</sup>

文永十一年（一一七四）正月、龜山天皇が皇子の世仁（後宇多天皇）に譲位し、親政から院政になったことに、後深草上皇は不満をもった。そのため文永十二年（建治元年、一二七五）四月、太上天皇の尊号を辞して出家しようとした。関東申次西園寺実兼は後深草の意をうけて、幕府にはたらきかけ、十一月、後深草皇子熙仁の立太子に成功する。後深草は尊号辞退と出家を取りやめた。こうして上皇の出家がにわかに政争の具となったのである。龜山系の大覚寺統と後深草系の持明院統に、皇統が分裂することになった。いわゆる両統迭立の開始である。

龜山院政のもとで弘安九年（一二八六）十二月院評定制などの重要な弘安改革が行われる。評定を徳政評定（沙汰）と雑訴評定（沙汰）に分け、前者は上皇臨席のもと大臣・大納言が参仕し毎月一日、十一、二十一の三回、後者は月六度、中納言・参議などの実務官僚が参集されて雑訴を審議することになった。雑訴評定においては、訴人と論人を院文殿に召集して、それぞれの意見を聴取することになった。これが文殿庭中である。当時の貴族たちも「近日徳政興行無<sup>(26)</sup>先規<sup>(26)</sup>歟」と称賛された。

龜山院政における弘安改革は、安達泰盛を中心とする幕府の「徳政」に沿ったものであった。ところが安達泰盛は前年の弘安八年（一

一八五）十一月御内人平頼綱の讒言によって、執権北条貞時による討滅にあつてた（霜月騒動）。幕府の実権を掌握した頼綱に大覚寺統は危険視されるのである。こうして、弘安十年（一二八七）十月、後宇多天皇の譲位によって、皇太子熙仁（伏見天皇）が即位する。大覚寺統の龜山院政から持明院統の後深草院政に交代となった。さらに正応二年（一二八九）四月、伏見天皇の皇子胤仁が立太子される。九月、失意の龜山上皇は、大宮院の制止を振り払い、幕府への事前連絡もなく南禅院で出家する。四十一歳。南禅院は、のちに南禅寺として、大覚寺の庇護のもとに発展する。<sup>(27)</sup> 龜山法皇は禅宗を中心とした仏道に専心したのである。

後深草上皇が実際に出家したのは、正応三年（一二九〇）二月、四十八歳のときである。龜山法皇とは異なり、後深草法皇は皇子の伏見天皇を擁していた。また父の後嵯峨法皇とも異なり、七月「治天の君」の地位を伏見天皇に譲渡し、伏見親政を開始させたのである。これによって、後嵯峨院政以来の院評定Ⅱ議定は「治天の君」である伏見天皇によって行われることになる。ところが、「治天の君」とは別に、持明院統の家長として、後深草法皇が任人折紙を發し、朝廷の人事に介入した。また、高麗国書などの国家的大事について介入した。<sup>(28)</sup> この後深草法皇は制度的な院政ではなく、かつての専制君主的な立場をとろうとしていた。

伏見天皇側近の京極為兼が関東申次西園寺実兼と対立したため、実兼は大覚寺統に接近して幕府に働きかけた。こうして形勢が逆転し、永仁六年（一二九八）七月に伏見天皇が皇子胤仁（後伏見天皇）に譲位し、大覚寺統の後宇多上皇の皇子邦治が立太子された。正安三年（一三〇一）正月、後伏見天皇がこの邦治（後二条天皇）に譲位し、持明院統の伏見院政から大覚寺統の後宇多院政に代わった。「治天の君」

の交代である。そして持明院統の伏見上皇の皇子富仁が立太子された。

嘉元三年（一一三〇五）九月、大覚寺統の家長である龜山法皇が亡くなり、家長は後宇多上皇となる。家長と「治天の君」が一致したのである。徳治三年（一一三〇八）八月、後二条天皇が二十四歳の若さで亡くなる。東宮富仁（花園天皇）が十二歳で踐祚、父の伏見上皇が二度目の「治天の君」として院政を行う。持明院統の家長後深草法皇は、すでに嘉元二年（一一三〇四）七月に亡くなっていたので、伏見上皇は家長にもなる。立太子されたのは亡くなった後二条の弟尊治（後醍醐天皇）であった。花園天皇は十二歳、尊治は九歳年上で即位には不利であった。

正和二年（一一三二二）十月、伏見上皇が四十九歳で出家する。二月には勅使平経親を鎌倉に下して承諾をえていたが、広義門院御産のためずれこんだもので、後嵯峨の佳例によるものだとい<sup>29</sup>う。このとき生まれたのは後伏見上皇の第一皇子量仁（光厳天皇）である。そして、出家の直前に伏見上皇は父後深草法皇と同じように、「治天の君」を後伏見とすることで、政権移譲、つまり後伏見院政を開始させたのである<sup>30</sup>。

持明院統の家長は伏見法皇で変わらず、院評定などの国政を「治天の君」後伏見が行い、天皇はその異母弟花園となる。白河法皇以来、天皇の直系尊属を行うのが院政である。花園は後伏見の猶子となつているとはいえ、後伏見院政は異例である。実際には花園天皇の父伏見による院政なのである。出家によって、制度化した院政から離れた伏見法皇が、父後深草法皇と同じく、専制化したかつての院政をめざしたともいえよう。このことは幕府としては由々しき事態でもあった。

伏見法皇は文保元年（一一三二七）九月、五十三歳で亡くなった。翌

年にかけて、幕府が仲介して、将来の皇位に関する両統間の交渉が行われた。これがのちに「文保の和談」と呼ばれるものである。東宮の尊治（後醍醐天皇）が将来即位したときは、同じ大覚寺統である甥の邦良（故後二条の皇子）を皇太子とし、その次に持明院統の量仁（後伏見の皇子、光厳天皇）を立てるという案である。そこには大覚寺統の後宇多法皇の意向が大きく反映しており、後醍醐が即位してもそれは中継ぎでしかない。

文保二年（一一三二八）二月、花園天皇は東宮尊治（後醍醐天皇）に讓位する。後宇多上皇は遊義門院の死に嘆いて、徳治二年（一一三〇七）七月に出家していた<sup>31</sup>。皇子後醍醐天皇の即位によって、大覚寺統の家長であった後宇多法皇は「治天の君」となり、再度の院政を行うことになる。そして、元亨元年（一一三二二）十二月、後醍醐天皇に「治天の君」の地位を譲り、親政としたのである。しかし、後宇多法皇は大覚寺統の家長をやめなかつた。皇太子邦良の将来を見守り、大覚寺での密教研究に専心することを望んだ。そのためには政務の多忙を厭い、そこからの解放を望んで「治天の君」の地位を譲つたのである<sup>32</sup>。

元亨三年（一一三二四）六月、後宇多法皇が五十八歳で亡くなった。後醍醐天皇による倒幕計画が発覚したのは三ヶ月後の九月のことである。持明院統の後深草法皇、伏見法皇、そして大覚寺統の後宇多法皇は幕府と協調しながら、承久の乱後の制度的な院政から解放されることを望んだ。しかし、後醍醐天皇は、一代限りの中継ぎの地位を受け入れることはできない。それは討幕に突き進む、後醍醐のさらなる政治的な段階なのであった。

## おわりに

やや煩雑となったので、本論をまとめておこう。院政を行う上皇にとって、子や孫、さらに曾孫という直系の血縁者を天皇の地位につけ、その権威を保証することは重要であった。実際にはじめて院政を行った白河上皇、それを継承した鳥羽上皇はその典型であった。後白河上皇は当初、二条天皇と対立して院政を確立できなかった。幼帝安德天皇を制御したのは外祖父平清盛であり、高倉院政はわずか十一月で限りなく傀儡であった。しかし、治承・寿永内乱期が終結すると、後白河院政、後鳥羽院政が確立し、それらは専制的な院政となる。

後嵯峨院政以降では、天皇が親政する場合も、院評定制などと同様な宮中鬼間での議定が行われた。政務を行う院政と親政が同質化した。院政の制度化が確立して、家政機関である院庁とは別の、院政や親政のための国政機関ができあがる。そのような上皇や天皇が「治天の君」という地位なのである。

文永九年（一二七四）後嵯峨法皇が亡くなると、皇統は大覚寺統と持明院統に分裂する。親政・院政を行う「治天の君」とは別に、それぞれの皇統の家長が生まれるのである。天皇を有しない皇統の家長が国政に関われない点は、従来の院政と大きく変わるものではない。

弘安十年（一二八七）幕府の介人を通じて、大覚寺統から政務を奪取、「治天の君」に就任した後深草上皇は、正応三年（一二九〇）出家して法皇となった。従来院政を行っている上皇は出家して法皇となっても、政務を譲渡することはなかった。それは後嵯峨法皇でも変わらなかった。しかし、後深草法皇は皇子伏見天皇に「治天の君」を譲渡して、伏見親政を発足させた。しかも後深草法皇は、政務を譲渡した

にも関わらず、持明院統の家長として、国政に介入したのである。

正和二年（一二三三）伏見法皇は、政務をとまなう「治天の君」を皇子後伏見上皇に譲渡し、後伏見院政とした。しかし皇位にあったのは後伏見上皇の弟の花園天皇であったから、持明院統の家長は伏見法皇であった。父後深草法皇と同じく、後伏見法皇も、政務から解放された専制君主をめざすのである。

元亨元年（一二三二）大覚寺統の後宇多法皇が、政務をとまなう「治天の君」を皇子後醍醐天皇に譲位し、後醍醐親政とした。後宇多法皇は、政務から解放されて、大覚寺を中心とする真言密教の研究と布教に専念した。そして大覚寺統の家長として、後醍醐の甥である東宮邦良の一日も早い即位をめざしたのである。それは後宇多法皇と持明院統、幕府との約束であった。こうした皇位継承方式こそ後醍醐にとって、根底から否定すべきものであった。その本格的始動は元亨四年（一二三四）の父後宇多法皇死の直後のことである。

## 注

- (1) 村井章介「吉田定房奏状はいづ書かれたか」(『中世の国家と在地社会』校倉書房、二〇〇五年所収)、森茂暁『後醍醐天皇』(中央公論新社、二〇〇〇年)、野口実・長村祥知・坂口太郎『京都の中世史』三 公武政権の競合と協調(七章坂口執筆部分)(吉川弘文館、二〇二二年)。
- (2) 『皇室制度史料』太上天皇 三(吉川弘文館、一九八〇年)
- (3) 岸俊男『天皇と出家』(『日本の古代』七、まつりごとの展開)中央公論社、一九八六年所収)。
- (4) 『日本後紀』大同五年九月十二日条。
- (5) 『続日本後紀』嘉祥三年三月十九日、二十一日条。
- (6) 日崎徳衛「文徳・清和天皇の御在所をめぐって―律令政治衰退過程の一分析―」(『貴族社会と古典文化』吉川弘文館、一九九五年所収)
- (7) 『日本紀略』昌泰二年十二月十日条。
- (8) 『本朝文粹』卷四「為「昭宣公」辞「撰政」上「太上皇」第二表」

- (9) 駒井匠「宇多上皇の出家に関する政治史的考察」(『佛教史学研究』五五―二、二〇一二年)。
- (10) 目崎徳衛「宇多上皇の院と国政」(前掲書所収)。
- (11) 駒井匠「宇多法皇考」(根本誠二他編『奈良平安時代の〈知〉の相関』岩田書院、二〇一五年所収)。
- (12) 『日本紀略』『小右記』寛和元年八月二十九日条。
- (13) 目崎徳衛「円融上皇と宇多源氏」(前掲書所収)。
- (14) 『皇室制度史料』太上天皇 二二(吉川弘文館、一九七九年)。
- (15) 今井源衛『花山院の生涯』(桜楓社、一九六八年)。
- (16) 美川圭『後三条天皇―中世の基礎を築いた君主』(山川出版社、二〇一六年)。
- (17) 平雅行『日本中世の社会と仏教』(塙書房、一九九二年)、黒羽亮太「(円成寺陵)の歴史的位置」(『史林』九六一―二、二〇一三年)、「円融寺と浄妙寺―撰関期のふたつの墓寺」(『日本史研究』六三三、二〇一五年)。
- (18) 美川圭・佐古愛己・辻浩和『京都の中世史―撰関政治から院政へ』(吉川弘文館、二〇一一年)。
- (19) 美川圭『白河法皇 中世をひらいた帝王』(NHK出版、二〇〇三年、のちKADOKAWA、二〇一三年)。
- (20) 佐伯智広「鳥羽院政期の公卿議定」(『古代文化』六八一―、二〇一六年)、美川圭「公卿会議―論戦する宮廷貴族たち」(中央公論新社、二〇一八年)。
- (21) 橋本義彦「院評定制について」(『平安貴族社会の研究』吉川弘文館、一九七六年所収)。
- (22) 『兼仲卿記』文永五年十月五日条。
- (23) 『吉統記』文永五年十一月四日条。
- (24) 『吉統記』文永八年九月三日、五日、七日、十月二十三日、二十四日条。
- (25) 美川圭「公卿会議―論戦する宮廷貴族たち」。
- (26) 『勘仲記』弘安九年十二月三日条、二十四日条。
- (27) 野口実・長村祥知・坂口太郎前掲書七章坂口執筆部分。
- (28) 野口実・長村祥知・坂口太郎前掲書七章坂口執筆部分。
- (29) 『岡本関白記』正和二年十月十七日条。
- (30) 『花園院御記』『公卿補任』正和二年十月十四日条。
- (31) 『実躬卿記』徳治二年七月二十六日条。
- (32) 野口実・長村祥知・坂口太郎前掲書七章坂口執筆部分。

(本学文学部特任教授)